

1 不登校対策について

町田市では、「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」という基本方針のもと、子どもの登校状態にかかわらず、将来的な自立に必要な学びの機会が得られるよう支援しています。学校を休んでいることで、その機会を逸することがないように、子どもの状態に応じた学びの場を提供しています。

適切な場につながるための相談先として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職や、教育センターの教育相談で相談をすることができます。

町田市の不登校施策「学びの多様化プロジェクト（仮称）」を、町田市教育センターのホームページにて公開しています。

2 医療的ケアを必要とする児童生徒について

2021年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。その理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない児童生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育にかかる支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携のもとに、切れ目なく行われなければならないことが示されました。

町田市では医療的ケア児や重症心身障がい児とその家族の健全な生活と成長を支えるため、「町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」を設置しています。また、医療的ケアが必要なお子さんとその家族の方に対して、子ども発達センターの医療的ケア児コーディネーターが相談を受け付けています。

現在、町田市の保育所や学校等においては、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを実施しています。今後も保健、医療、障がい福祉、保育、教育の関係機関が協力し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制を一層充実させていくことが求められています。

3 中学卒業後の進路について

(1) 特別支援学級卒業生徒の進路先

町田市立中学校の特別支援学級に在籍した生徒の卒業後の進路については、多くの生徒が進学しています。主な進学先は、都立特別支援学校高等部（普通科・就業技術科・職能開発科）です。その他、都立高等学校では定時制やチャレンジ枠・チャレンジスクールに、私立高等学校では通信制や高等専修学校に進学しています。

種別 年度	都立特別支援学校 (普通科)	都立特別支援学校 (就業技術科・ 職能開発科)	都立 高等学校	私立 (高校、専修、 各種学校)	その他	合計
2020	25	20	2	28	1	76
2021	20	22	5	30	2	79
2022	30	18	6	28	3	85

(2) 都立特別支援学校高等部への進学について

○普通科（知的障害教育部門・肢体不自由教育部門等）

知的障害教育部門は知的障がいのある方、肢体不自由教育部門は肢体不自由のある方を対象としています。お住まいの地域により通学区域の学校が設定されています。

なお、知的障害教育部門の通学区域は、2024 年度から町田市相原町・小山町・小山ヶ丘にお住まいの方は都立八王子南特別支援学校へ変更しています。（※注）

町田市のそれ以外の地域にお住まいの方は従来通り、都立町田の丘学園が通学区域になっています。（肢体不自由教育部門の通学区域の変更はありません。）

入学にあたっては適性検査等があります。

○就業技術科・職能開発科

知的障がいのある方で将来、企業への就労を目指す方を対象とし、職業教育を行います。各学校によって設置されているコースは異なりますが、「清掃コース」、「事務コース」、「食品コース」、「物流コース」、「福祉コース」などが設置されています。入学にあたっては適性検査等があります。

（※注）

2024 年度から町田市相原町・小山町・小山ヶ丘にお住まいの方の通学区域が一部変更しています。高等部の知的障害教育部門の普通科は都立八王子南特別支援学校へ、小学部・中学部の知的障害教育部門は都立八王子西特別支援学校へ変更しています。

なお、高等部の就業技術科・職能開発科は、従来通り都内全域が通学区域として受験可能です。

4 主な相談先

(1) 町田市教育センター

所在地 町田市木曽東3-1-3

○教育相談

市内の幼児から18歳までの子どもの様々な悩みについて、本人や保護者からの相談を受け付けています。相談の内容や年齢に応じ個別の相談を行います。また、必要に応じて医療や福祉等の専門機関もご紹介します。

電話番号 042-792-6546（来所相談）
042-792-6548（電話相談）

○就学相談

市内の公立小・中学校及び公立小学校に入学予定の未就学児の中で特別な支援を必要とする児童生徒を対象に、通級指導学級（サポートルーム含む）や特別支援学級、特別支援学校への就学や転学及び入級の手続きや相談を行います。

電話番号 042-793-3057

○教育支援センター

市内在住の小中学生で、現在登校が難しい状況にある児童生徒の学びの場を提供しています。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、情緒的な安定を図り、よりよい進路選択を支援します。

電話番号 042-793-5297（けやき教室・小学生対象）
042-793-5298（くすのき教室・中学生対象）

(2) 子ども発達センター

0歳から18歳未満の障がいや発達に心配のある子どもを対象に、専門的な助言や療育を行います。他の支援機関と連携を図り、切れ目のない発達支援を行っています。

「発達相談、障がい児相談」「療育支援」「地域支援」等

所在地 町田市中町2-13-14
電話番号 042-726-6570

(3) 子ども家庭支援センター

0歳から18歳未満の子どもとその家庭を対象に、子ども・子育てに関する相談を受けます。「子育て総合相談」「ひとり親相談」「ショートステイ（宿泊保育）・トワイライトステイ（夜間保育）」等

所在地 町田市森野2-2-22（町田市役所内）
電話番号 042-724-4419

(4) スクールカウンセラー

町田市内小中学校のすべての学校に、心理の専門家として配置しています。各学校内で児童生徒や保護者が相談できるようになっています。

(5) 町田市保健所保健予防課

地域における保健衛生の向上に関する業務として、母子保健相談の他、健康についての相談業務を行います。「母子保健相談」「療育相談」「在宅重症心身障がい児（者）等の相談」「精神保健・こころの健康に関する相談」他

○健康福祉会館（母子保健相談・在宅重症児障がい児等の相談・療育相談）

所在地 町田市原町田5-8-21
電話番号 042-725-5471 FAX 050-3161-8634

○保健所中町庁舎（鶴川地域以外の方の精神保健相談）

所在地 町田市中町2-13-3

電話番号 042-722-7636 FAX 050-3161-8634

○鶴川保健センター（鶴川地域の方の母子保健相談・精神保健相談・在宅重症児障がい児等の相談・療育相談）

所在地 町田市大蔵町1981-4

電話番号 042-736-1600 FAX 050-3161-8634

（6）東京都八王子児童相談所

児童に関する養護相談（虐待相談、養育困難）・保健相談（健康管理）・育成相談など様々な相談に対応しています。また、「愛の手帳」の申請は児童相談所で行います。

所在地 八王子市台町3-17-30

電話番号 042-624-1141

（7）障がい福祉課

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。

所在地 町田市森野2-2-22（町田市役所内）

総務係 電話番号 042-724-2147（障がい者団体の支援等）

福祉係 電話番号 042-724-2148（医療費助成・各種手帳の申請等）

支援係 電話番号 042-724-3089（障害福祉サービスの給付等）

電話番号 042-724-2145（精神障がい者手帳の申請等）

FAX（共通） 050-3101-1653

（8）町田市障がい者支援センター

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフが受けします。サービスの利用や身体障害者手帳等の申請も受付しています。お住まいの地域の障がい者支援センターをご利用ください。

○堺地域障がい者支援センター

所在地 町田市小山町1234-1

電話番号 042-794-8790 FAX 042-798-2290

○忠生地域障がい者支援センター

所在地 町田市図師町1677-1

電話番号 042-794-4851 FAX 042-794-4852

○鶴川地域障がい者支援センター

所在地 町田市能ヶ谷3-2-1 鶴川地域コミュニティ1階

電話番号 042-708-8821 FAX 042-708-8977

○町田地域障がい者支援センター

所在地 町田市原町田5-4-3 第2大塚ビル1階101

電話番号 042-709-1301 FAX 042-709-1302

○南地域障がい者支援センター

所在地 町田市金森東3-18-16 合掌苑桂寮1階

電話番号 042-706-9624 FAX 042-799-2145

（9）ハローワーク町田

ハローワークは国が設置した仕事を紹介し就職の支援をする機関です。障がい者のために専門の職員・相談員を配置し、職業紹介・指導等を行います。

所在地 町田市森野2-28-14 1階

電話番号 042-732-7316

(10) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、障がい者（児）や生活に困っている方の福祉に関する相談に応じ、関係機関を紹介します。お住いの地域を担当する民生委員・児童委員にご相談ください。

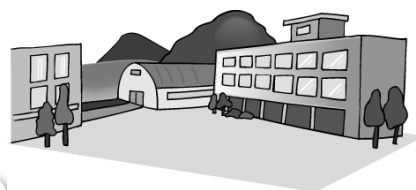
※担当地域の民生委員・児童委員の名前や連絡先など詳しいことは、町田市地域福祉部福祉総務課 電話番号 042-724-2537へお問合せください。

5 関係書類の様式

○就学支援シート

子どものための

保護者のための



学校のための

就学支援シートの 作成にあたって

町田市では、来年度就学するお子さんに対して、「就学支援シート」を導入しています。「就学支援シート」は、一人ひとりのお子さんが豊かで楽しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園・療育機関などと保護者が協力して作成し、お子さんが就学する学校へ引き継ぐものです。学校では、「就学支援シート」をもとに、保護者と面談をしたり、協力して個別指導計画などを作成したりして、お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるようにしていきます。学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要と思われる支援や配慮について共に考えていきましょう。

1 「就学支援シート」の目的

就学が決定した後に、幼稚園・保育園などでの子どもの様子や気になることについて、就学支援シートを用いて小学校に引き継ぎます。小学校は、シートに書かれた内容を入学期の指導・支援に活用します。この取組によって

- 子どものとまどいを少なくする。
- 入学後の学校と家庭と幼稚園・保育園などの相談活動を進めやすくする。

など、子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくために作成するものです。

2 「就学支援シート」を作成する対象

「就学相談を受ける、受けない」にかかわらず、就学する児童の誰もが作成・活用できます。

何らかの障がいがあると思われる児童、対人関係や集団への適応がうまくできない児童、文字や数の操作などある特定のことが習得できない児童、音や感触など感覚過敏の児童など、就学にあたって、学校へあらかじめ伝えておきたいことがある児童について作成します。

3 「就学支援シート」が大切にしたい内容

- ① お子さんの良いところ、好きなこと、得意なことなど、お子さんが楽しい学校生活を送ることのできる手がかりを引き継いでいきます。
- ② 家庭や幼稚園・保育園などで大切にしてきたこととお知らせください。お子さんに応じた言葉かけや補助の仕方など、お子さんが意欲的に学習に取り組むために工夫してきたこと、落ち着いて学習に取り組むことができるように工夫してきた環境の設定などを引き継いでいきます。
- ③ お子さんが苦手なこと、支援の必要なこと、配慮の必要なことなどを引き継いでいきます。できれば、対応の仕方や配慮の仕方など支援の方策の手がかりになることをご記入ください。

7 「就学支援シート」の作成とその活用

①子ども生活部・教育委員会が、「就学支援シート」の活用について、幼稚園長会・保育園長会で説明し、幼稚園・保育園での準備を進めます。【10・11月】

②教育委員会が「就学支援シート」の活用について、特別支援教育教員研修会などで説明し、各学校で準備を始めます。【10月】

③教育委員会が、保護者向けの説明文とともに、「就学支援シート」を幼稚園・保育園に配布します。【11月】

④「就学支援シート」の作成を希望する保護者は、自己の考えで「就学支援シート」を作成します。まず、はじめに保護者の方が記入します。

保護者の方は、幼稚園や保育園の先生が記入した内容を確認してください。

⑤幼稚園・保育園の方が記入します。そして、保護者の方に渡します。

⑥保護者の方は、必要があれば療育機関などに記入を依頼します。

⑦保護者の方は、幼稚園・保育園に「就学支援シート」を戻します。

⑧幼稚園・保育園は、教育委員会へ「就学支援シート」を提出します。【2月上旬】
※送付先は、町田市教育センター 担当指導主事あて（〒194-0036 木曽東3-1-3）

⑨教育委員会は、「就学支援シート」を就学予定の学校へ送付します。【2月下旬】

⑩学校は、校長の指導のもと、校内委員会でシートの内容を検討し、保護者との個人面談や幼稚園・保育園との引き継ぎ会を実施し、入学期の指導・支援に活用します。

子どもの実態に応じた言葉かけや補助の仕方など、意欲的に学習に取り組むことのできる指導法の工夫などに活用していきます。

見本

一人ひとりを大切に

就学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。小学校への入学を迎え、幼稚園・保育園・療育機関や家庭などで今まで大切にしてきたことや、小学校に引き継ぎたいことがあれば教えてください。

お子さんが今まで培ってきた力を十分発揮できるように、学校と家庭がしっかりと手を結び、お子さんに必要と思われる支援や配慮について考えていきましょう。



お子さんのお名前		小学校名	
保護者の方のお名前		入学年度	
保育園・幼稚園から		記入者	
療育機関等から		記入者	

		幼稚園・保育園から		療育機関等から	保護者から	
好きなこと・得意なこと	☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動		☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動		☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動	
嫌いなこと・苦手なこと	☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動		☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動		☐ 聞く ☐ 話す ☐ 読む ☐ 数える ☐ 片づけ ☐ 食事 ☐ トイレ ☐ 大きな運動 ☐ 細かい作業 ☐ 人とのかかわり ☐ 大集団活動 ☐ 小集団活動	

	幼稚園・保育園から	療育機関等から	保護者から
性格・行動に関すること ○性格の特徴 ○行動の特徴 ・例：多動性、衝動性、自傷・他害行為、パニック、爪かみ、指しゃぶり、チック、吃音、場面緘黙など ○興味や関心のある事柄や範囲とその程度等			
指導上の工夫や必要な配慮 （大切にしてきた内容や方法） （就学後の支援にむけて）			
そ の 他			

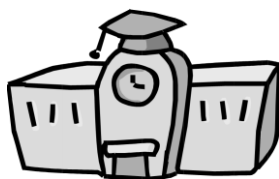
※当スペースでは記入できない場合には、別紙にて添付してください。

関係諸機関から （医療機関等）	
--------------------	--

見本

新しい学校での 生活のために

進学・転学支援シート



子どもには、さまざまな個性があり、豊かな可能性があります。一人ひとりの背の高さや好きな食べ物などが異なるように、興味のもち方や物事へのこだわり方、友達とのかかわり方なども様々です。

現在、在籍校で、一人ひとりの子どもが、どのようなことにやりにくさを感じているのか、どのようなことでつまづいているのかを保護者と一緒に考え、支援の方法を工夫していきたいと考えています。

子どもが今まで培ってきた力を十分発揮できるよう、今まで蓄積された情報を進学する学校でも引き継ぎ、発展させていくことが大切です。

進学・転学先学校名	
在籍学校名	
児童・生徒氏名	

町田市教育センター

児童生徒氏名（ ）

I 健康・生活の様子と配慮事項

身体・健康	*視覚、聴覚、発音、筋力、食事などの様子と配慮事項。
環 境	*音や集団などの環境に対する配慮事項。
日常生活	*医療機器や用具の使用、排泄など配慮事項。

II 学習の様子と配慮事項

人との かかわり	人との かかわり	誰とでもかかわれる、特定の相手とならかわれるなどの様子と配慮事項
	集団への 参加	集団での指示・理解や集団参加への支援の程度、配慮事項
	意思疎通 の方法	言語・指示の理解、要求の伝達方法、配慮事項
学 習 (ことば・ 数など)	国語	好きなことから、苦手な項目、読む・書く・聞く・話すこと、有効な支援方法など
	算数 数学	好きなことから、苦手な項目、特に重視した課題、有効な支援方法など
運 動 (粗大・ 微細運動)		
指導内容・方法		*教材や教具、環境や働きかけの工夫、支援のコツ、パニックが起こったときの対応方法、効果的な指導など

III 性格・行動に関する配慮事項

記載者
校 長

作成年月日 年 月 日

●進学後の生活に関する家庭の意向、要望、期待など *保護者記入欄

学校生活	*身体・健康、日常生活における配慮事項
その他	

○学校生活支援シート

見本

学校生活支援シート
(個別の教育支援計画)

このシートは、お子さんの学校生活を充実したものにするため、御家族と学校、関係する様々な立場の人が、お子さんをどのように支えていくか話し合い、記録していくものです。

お子さんが充実した豊かな学校生活を送ることができるよう、学校での学習や家庭での生活について、一緒に考えていきましょう。

フリガナ			性別	学年・組
氏名				
学校		校長名		
担任名				
備考		手帳の有無		

1. 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子ども（大人）に育ってほしい、など）

本人から	
保護者から	

2. 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること・不安なことなど）

--

3. 支援の目標

学校の指導・支援	家庭の支援

児童・生徒名：児童姓 通称名

4. 支援機関の支援				
在籍校	年度 年度 年度	年 年 年	組 組 組	担任名： 担任名： 担任名：
	支援機関：		担当者：	連絡先：
	支援内容：			
	支援機関：	()	～ ()	
	支援機関：		担当者：	連絡先：
	支援内容：			
	支援機関：	()	～ ()	
	支援機関：		担当者：	連絡先：
	支援内容：			
	支援機関：	()	～ ()	
	支援機関：		担当者：	連絡先：
	支援内容：			
	支援機関：	()	～ ()	

5. 支援会議の記録		
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等
日時 年 月 日 : ~ :	参加者：	協議内容・引継事項等

6. 成長の様子
7. 来年度への引継ぎ

以上の内容について了解し確認しました。

年 月 日 保護者氏名

6 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。利用については、子ども発達センター、お住まいの地域の障がい者支援センターへお問合せください。

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-町田小山町	860-0340	860-0341	小山町 2608-4	(株) ラモード ラメア
あらぐさ	860-0848	860-0849	下小山田町 231-1	(福) ウィズ町 田
ボワ・エール	797-6004	797-4824	下小山田町 3267-2	(福) ボワ・す みれ福祉会
ナカミチ児童デイサービ ス忠生	794-9083	794-9084	忠生 3-25-1 1 忠生ビル 2-B	(株) ナカミチ
アイ・らんど忠生	794-9366	794-9367	山崎町 2055-2 C-113	(株) アイケア
ぱすてるもあ	794-6133	794-6134	木曽西 2-13-2 エクセル ハイツヤマネⅡ102	(株) ぱすてる
ボワ・コンサル	791-5262	794-9380	木曽西 2-6-12	(福) ボワ・す みれ福祉会
ボワ・フルール	789-6330	789-6331	木曽西 3-11-10	(福) ボワ・す みれ福祉会
おもちゃ箱まちだ	794-9117	794-9118	木曽西 3-18-2-2 階	Fits 横濱 (株)
K i d s テラス木曽西	794-9601	794-9602	木曽西 4-5-2 1 階	(株) オン・ ザ・ブラネット
重症心身障がい児放課後 等デイサービスきらら	793-2773	793-2773	木曽西 5-20-10	(有) G
放課後等デイサービス キンダーハウス	810-1700	810-1700	金井 3-24-1	キンダー (株)
放課後等デイサービス キンダー	810-1123	810-1123	大蔵町 530-16 ブランドール須崎 B	キンダー (株)
放課後等デイサービス Steady step	735-9877	860-3117	能ヶ谷 4-3-18 第二京香ビル 103	ニッテム (株)
地域生活支援センターか のん	736-4239	860-5360	鶴川 2-14-24	(特) はとぼっ ぽ
はなまるキッズ鶴川教室	860-3152	860-3152	大蔵町 1969-1	(福) 光明福祉 会
annie youth	044-328- 9039	044-328- 9039	三輪町 392	らいふでざいん (株)
ニコア	709-3545	709-3546	玉川学園 2-7-11 井之上ビル 2 階	NICOa (同)

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
ジラソーレユナイテッド	851-7847	851-7847	原町田 3-14-15 エクセル原町田Ⅲ 1 階 101	(株) VIDA CRUISE
トゥモローフィールド町田	794-7810	794-7830	原町田 6-26-16 ヴィレッジすくね 1FA	(株) スリーフィールド
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田中町	709-3637	709-3638	中町 1-8-2	(株) K&K
つぼみ フィオーレ	851-8000	850-8100	中町 1-26-14	(株) つぼみ
テラスさくら町田	705-5307	860-7844	中町 1-21-16 エステート中町 2A	(株) 横浜アカデミー
星の王子	850-8502	850-8547	中町 3-6-12 町田向井田ビル 1 階	(株) ヒーローズコーポレーション
運動療育で生きる力を育む シエル 中町教室	794-7256	794-7258	中町 3-10-9 アーバン 第3ビル ラ・ヴィ 201	(株) IDSE
星の翼	851-7612	851-7613	中町 4-12-20	(株) ヒーローズコーポレーション
ぴっころもんど	785-5141	860-7257	中町 4-13-1 1 階	(一社) なれっじ・ネットワーク
ベリウィンクル町田クラブ	815-1067	815-1067	森野 2-20-8	(同) フェアリエル福祉会
ハッピーテラス 町田駅前	851-8084	851-7819	森野 2-2-36 Wald202 2 階	(株) 現代企画
放課後等デイサービス マルシュ町田センター	851-8359	851-8371	旭町 2-9-3	ル・アンジェ (株)
放課後等デイサービス アイ・ランド町田	732-3670	732-3680	旭町 2-12-2	(株) アイケア
運動療育で生きる力を育む シエル 町田教室	810-2236	810-2237	旭町 2-13-3 サンライズ旭町 2 階	(株) IDSE
でんでん虫の家・町田	720-5231	720-5231	本町田 97 イー4 号棟 0-1 号室	(特) あ・うん
わいわいプラス町田教室	709-3481	709-3486	本町田 1297-1 ラ・ベル チュ町田 1-3 号室	ムック (株)
ナカミチ児童 デイサービス本町田	860-6877	860-6855	本町田 2020-5	(株) ナカミチ
つぼみクラブ	860-7348	860-7548	本町田 2973-7 本町田 マリノビル 202 号	(株) つぼみ
つぼみ アウラ	709-1401	709-1402	本町田 2977-3	(株) つぼみ
レ・マーニ	851-8209	851-8209	藤の台 1-1-49-101	(特) レ・マーニ

施設名	電話 (042)	FAX (042)	所在地	運営主体
せみころん南町田	706-8332	850-7332	鶴間 5-9-29	(同) はすの実
南町田発達支援教室マ ナココ	706-8368	706-8367	鶴間 3-2-3 MQ プ ラザ南町田 1 階	(医) 草童会
つくしんぼ	796-8468	850-6237	南つくし野 1-11-3	(特) はらっぱ
放課後等デイサービス ウィズ・ユー町田成瀬	860-7944	860-7944	南成瀬 1-7-9 中里ビル 1 階 A 号室	(株) ラーナバ ウト
ウイングまちだ成瀬	794-7185	794-7186	南成瀬 6-1-1	(特) 空の翼
アイ・らんど成瀬	860-6945	860-6946	成瀬 7-10-6-110	(株) アイケア
おおぞらプラザ	866-3172	866-3172	成瀬台 2-16-2 ウィ ル成瀬台 A 棟 101 号 室	(株) メディカ ル・スカイ
放課後等デイサービス ZEST 町田	709-3542	709-3543	南大谷 1287-1	(同) ZEST FOR LIFE

【2023 年 11 月 1 日現在】

1 町田市特別支援教育推進計画設置要領

第1 設置

町田市特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項を検討するため、町田市特別支援教育推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- （１）町田市特別支援教育推進計画の策定に関すること。
- （２）前号に掲げるもののほか、町田市教育委員会が必要と認める事項

第3 組織

1 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱し、又は指名する。

- （１）町田市公立小学校校長会の代表 1人
- （２）町田市公立中学校校長会の代表 1人
- （３）東京都立町田の丘学園の校長又は副校長 1人
- （４）小児精神科医等の医師 1人
- （５）学識経験を有する者 1人
- （６）町田市立小学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- （７）町田市立中学校特別支援学級の保護者の代表 1人
- （８）市民の代表 1人
- （９）市内の幼稚園園長の代表 1人
- （１０）市内の保育園園長の代表 1人
- （１１）町田市保健所の職員 1人
- （１２）地域福祉部障がい福祉課の職員 1人
- （１３）子ども生活部子ども総務課の職員 1人
- （１４）子ども生活部発達支援課の職員 1人
- （１５）学校教育部指導室長
- （１６）学校教育部指導課統括指導主事
- （１７）学校教育部教育センター所長
- （１８）学校教育部教育センター統括指導主事
- （１９）学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー
- （２０）学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員

第4 委員の任期

- 1 委員の任期は、委嘱し、又は指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じて任期を延長することができる。
- 2 委員は、再任することができる。

第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 作業グループ

- 1 委員会に、委員の一部で組織する作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループは、委員会から指示された事項について検討する。
- 3 作業グループの組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第8 庶務

委員会の庶務は、学校教育部教育センターにおいて処理する。

第9 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、2019年4月1日から施行する。

2 町田市特別支援教育推進計画検討委員会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	氏 名
1	町田市公立小学校校長会の代表	永井 晋
2	町田市公立中学校校長会の代表	福田 秀樹
3	東京都立町田の丘学園の校長又は副校長	三浦 昭広
4	小児精神科医等の医師	都丸 文子
5	学識経験を有する者	松山 康成
6	町田市立小学校特別支援学級の保護者の代表	菅原 一子
7	町田市立中学校特別支援学級の保護者の代表	米山 美佳
8	市民の代表	高橋 圭子
9	市内の幼稚園園長の代表	早坂 悦子
10	市内の保育園園長の代表	吉浦 和幸
11	町田市保健所保健予防課長	福島 千尋
12	地域福祉部障がい福祉課長	金子 和彦
13	子ども生活部子ども総務課長	大坪 直之
14	子ども生活部子ども発達支援課長	江成 裕司
15	学校教育部指導室長	大山 聡
16	学校教育部指導課統括指導主事	末原 久志
17	学校教育部教育センター所長	横山 隆章
18	学校教育部教育センター統括指導主事	鈴木 和宏
19	学校教育部教育センター特別支援教育アドバイザー	丸 節子
20	学校教育部教育センター特別支援教育専任相談員	前川 圭一郎

3 町田市特別支援教育推進計画策定の経過

日付	主な内容
2023 年 5 月 19 日	第 1 回検討委員会 ・委員の委嘱 ・計画策定について ・第 2 期特別支援教育推進計画の成果と課題 ・第 3 期に向けた基本目標について
5 月 23 日	第 1 回推進計画作業部会
5 月 26 日	第 1 回ハンドブック作業部会
6 月 16 日	第 2 回ハンドブック作業部会
6 月 26 日	第 2 回推進計画作業部会
7 月 14 日	第 3 回推進計画作業部会
7 月 24 日	第 3 回ハンドブック作業部会
8 月 7 日	第 4 回ハンドブック作業部会
8 月 18 日	第 2 回検討委員会 ・第 3 期町田市特別支援教育推進計画について ・町田市特別支援教育ハンドブックについて
9 月 22 日	第 4 回推進計画作業部会
9 月 25 日	第 5 回ハンドブック作業部会
10 月 6 日	第 5 回推進計画作業部会
10 月 31 日	第 6 回推進計画作業部会
11 月 17 日	第 3 回検討委員会 ・第 3 期町田市特別支援教育推進計画について ・町田市特別支援教育ハンドブックについて
11 月 24 日	第 7 回推進計画作業部会
11 月 29 日～ 12 月 19 日	市民意見募集
12 月 22 日	第 8 回推進計画作業部会
2024 年	第 4 回検討委員会
1 月 12 日	・第 3 期町田市特別支援教育推進計画について ・町田市特別支援教育ハンドブックについて
1 月 26 日	第 6 回ハンドブック作業部会

4 用語集

あ行

アセスメント

子どもを様々な角度から把握した情報をもとに、その子どもの教育的課題を明らかにし、有効な指導・支援の手だてを検討するプロセス。子どもの特性と教育課程などを把握し、一人ひとりに合った有効な指導や支援の方法・手だてを明らかにしていくことを目指す。

インクルーシブ教育システム

「障害者の権利に関する条約」第24条によると、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みを言う。

障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

か行

合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

個別指導計画

児童生徒の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、教育課程や個別の教育支援計画等を踏まえ、より具体的に一人ひとりの教育的ニーズに対応し、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画のこと。

さ行

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言う。医学的には、障がいの発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障がいがあるものを肢体不自由と言う。

自閉症

他人との社会的関係の形成の困難さや興味関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がい。中枢神経系に何らかの要因で機能不全があると推定されている。

就学相談委員

町田市障がい児就学相談委員会の委員のこと。町田市障がい児就学相談委員会では、何らかの特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な教育を行うことができるように、就学・転学等に関する事項を専門的、総合的立場から検討している。この委員会は、学校、教育関係、福祉・保育関係、心理士、医療関係等の専門家で構成されている。

巡回相談員

学校からの要請に応じて、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童や学校のニーズの把握、指導内容・方法に関する助言や、特別支援教育専門家チームへの連絡パイプ役を行う。

情緒障がい

状況に合わない心身の状態が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言う。

スクールカウンセラー

学校において、不登校や問題行動などに対応するため、相談業務を行う心理専門家のこと。東京都では、2014年度から町田市立の全小・中学校に配置している。

スクールソーシャルワーカー

町田市立小・中学校の児童生徒が抱える不登校、いじめその他の問題に対応するため、教育委員会が配置している職員のこと。福祉の専門知識をもつ専門職で、アウトリーチ支援も行う。

た行

知的障がい

知的機能の発達の明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものを言う。

特別支援教育専門家チーム

心理学の専門家、教員、教育関係者、医師など複数で編成され、学校からの要請に応じて派遣をする。特別な支援を必要とする児童生徒の授業参観等を行い、児童生徒への望ましい教育的対応について専門的な立場から意見の提示や指導・助言を行う。

特別支援教室（サポートルーム）

発達のアンバランスやコミュニケーションの課題から、集団での学習や活動に困難さがみられる児童生徒に対して、指導や助言を行う。教員が、週1回2時間程度の指導を児童生徒が在籍している学校へ巡回して行う。町田市では「サポートルーム」と呼んでいる。

は行

発達障がい

発達障がいは、発達障害支援法においては「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

○「障害」の「害」の表記について

町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」について使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞については変更しません。

第3期 町田市特別支援教育推進計画

発行日 2024年3月

発行 町田市教育委員会 学校教育部 教育センター
町田市木曽東 3-1-3

電話 042-793-2481

刊行物番号 23-69

印刷者名 株式会社 アイ アール エス

自分らしい学びを実らせて

いいこと
ふくらむ
まちだ

